

令和4年1月24日

保護者の皆様へ

佐世保市長 朝長 則男

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う保育所等のご利用について ～ご家庭で保育が可能な場合は、できる限り登園をお控えください～

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のご協力を感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の対応に伴い、長崎県におきましては令和4年1月21日に「まん延防止等重点措置」が適用され、本市及び長崎市においては、長崎県内における感染者が集中していることから「まん延防止等重点措置区域」に指定されました。しかしながら、依然として、新型コロナウイルスの感染が急速に拡大し続けている状況です。

また、今後の感染状況により、職員が濃厚接触者に特定されるなどのために出勤ができず、保育士等が不足し通常どおりの受け入れができない施設が発生することも考えられます。

つきましては、感染拡大を抑制するため、保護者の皆様におかれましては、令和4年2月13日までの間、お仕事がお休みの方など、ご家庭で保育が可能な場合は、保育所等への登園を自粛していただきますよう要請します。

日々の生活が制限され、ご負担をおかけしている中で大変恐縮でございますが、大事なお子様を守るためにも、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

対象期間

○令和4年1月25日（火）から令和4年2月13日（日）まで

対象期間における保育料について

- 登園日数に応じた日割り計算とします。
- 対象となる期間の保育料（日割計算前）は、納期限までに一旦お支払いをお願いします。その後生じる差額については、後日、還付する予定です。（詳細については別途お知らせをいたします。）
- 上記事項については、令和4年1月24日以前の保育料には適用されません。

※ 登園前にお子様の体調をご確認いただき、発熱等の症状が認められる場合には、登園を控えていただきますようお願いいたします。

※ 今後の感染状況に伴い、職員不足により十分な受入体制がとれず、保育所等から縮小保育（受入人数の制限等）の協力依頼があった際には、恐れ入りますが可能な範囲でご協力くださいますようお願いいたします。

※ ご家庭でも日常生活における検温や手洗い等、いっそうの感染予防対策にご協力をお願いします。

お問い合わせ先

佐世保市 子ども未来部 保育幼稚園課 電話 0956(25)9739